

市営住宅入居募集案内

館山市

市営住宅への入居を希望される方は本案内をよくお読みいただき、入居募集情報(住宅・募集期間)を広報紙(だん暖館山)や市ホームページでご確認の上、必要書類を添え、募集期間内に建築施設課 計画管理係へお申込み下さい。

[1]申込み資格

- 1 館山市内に住所又は勤務先があること。
- 2 入居時点の収入が別紙の基準以内であること。
- 3 現在住宅に困窮していることが明らかであること。
- 4 市税を滞納していないこと。
- 5 申込本人及び同居しようとする家族が暴力団員でないこと。

[2]提出書類

- 1 市営住宅入居申込書
- 2 収入に関する書類(本人及び同居しようとする者に係る市町村発行の所得証明書等)
- 3 現住所案内図・家屋の平面図 (様式任意)
- 4 入居を希望する人全員の住民票
(世帯に入居しない人がいる場合でも世帯全員の住民票を提出してください。)
- 5 滞納がないことを証明する書類(完納証明書を含む)又は全税目の納税証明書
(市県民税の課税されていない方は非課税証明書とその他の税目の納税証明書)
- 6 その他市長が必要と認める書類
例 * 立ち退きを要求されている時は、家主の証明
* 障害の認定をうけている場合は、障害者手帳の写し

※ 入居申込書の「7.家賃欄」の家主の証明は、記入ではなく賃貸契約書の写しを提出でも結構です。

[3]入居の選考

市営住宅入居選考委員会の意見を聴いて選考し、本人あてに通知します。

[4]入居に関する留意事項

【入居手続きについて】

- 1 入居は、指定日から10日以内に入居していただきます。
- 2 敷金として、家賃の3ヶ月分を入居手続きの際に預かります。

【家賃の決定・納入について】

- 1 入居者は、口座振替により家賃を納入していただきます。
- 2 家賃は収入に応じて毎年算出するため、入居者は毎年前年中の収入を証明書添付の上、申告していただきます。
- 3 入居3年経過後に、前項の申告により月収が基準を越え、収入超過者と認定された場合、割増賃料が加わり、明渡し努力義務が発生します。

【住宅の明渡しについて】

- 1 入居5年経過後に、高額所得者と認定された場合は、住宅を明渡していただきます。
- 2 不正の行為により入居、3ヶ月以上の家賃滞納等、市営住宅管理条例又は、これに基づく市長の指示命令に違反すると、明渡し請求の対象となります。
- 3 入居名義人が死亡又は離婚により退去となる場合、入居承継の承認は原則として入居名義人の同居者である配偶者又は高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者に限定されますので、それに該当しない場合は住宅を明渡していただきます。

【施設・設備及び修繕について】

- 1 浴槽・風呂釜の設置や撤去は入居者の負担となります。(那古住宅・真倉住宅は除く)
(前入居者が残してある物件を希望により継続して使用できる場合がありますが、継続して使用した場合、退去時、次の入居者が使用しない場合には、入居者(退去する人)の負担で処分していただくことになります。)
- 2 入居者の過失による修繕は、入居者の負担となります。
- 3 退去する時は、少なくとも退去日の2週間以上前までに届出を済ませ、退去検査を受けていただきます。退去時には畳・襖・障子の張替、また増築等は原状に回復をしていただきますが、かかる費用は入居者負担(退去する人)となります。

【その他】

- 1 家賃の他に共益費として、水道料(共同水栓)・電気料(受水槽・共同灯)・浄化槽等 共同施設の維持費がかかります。
- 2 市営住宅では犬、猫等ペットの飼育は出来ませんので、現在これらの動物を飼っている人は入居が決定した場合、入居前に他に譲るなどしてください。
- 3 自動車の保管場所として認めている住宅真倉・那古の一部(身障者用)のみです。他の住宅の場合、保管場所の承諾証明書・車庫証明書は出せません。
- 4 住宅団地及び自治会の円滑な運営に協力していただきます。
- 5 市営住宅管理条例・同施行規則・市営住宅の住まいのしおりの内容を守っていただきます。

※ 不明な点がありましたら、館山市役所 建築施設課 計画管理係へお問い合わせ下さい。

T E L 22-3751 (直通)